



宮 崎 県 公 報

平成27年3月2日(月曜日) 第 2671 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○平成27年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格……………(総務事務センター) 1	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定……………(国保・援護課) 2	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障害福祉課) 2	
○道路の区域の変更(6件)……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始(4件)……………(“) 4	

○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 4	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 5	
公 告	
○争議行為の通知……………(労働政策課) 5	
○技能検定の実施……………(“) 6	
○技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施……………(“) 7	
○技能検定(随時実施3級)の実施……………(“) 8	
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 9	
○県営土地改良事業に係る換地処分……………(“) 9	
○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) 9	

告 示

宮崎県告示第 137号

平成27年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成27年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
 - (1) 申請の方法
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及びその申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(郵便にあっては、書留に限る。)により提出すること。
なお、申請書類(申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。)を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。
 - (2) 申請書類の受付期間
申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで)受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)

7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成29年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月1日から平成29年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき資格を有している者(この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他

	医療・理化学機器類	医療機器	電算業務	電算処理（システム開発を含む。）
		理化学機器		データエントリー
		計測機器		その他
		介護福祉機器		その他
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器	運送	
		建設土木機器	廃棄物処理	
		材料類	土建用資材	
	標識		その他	
	塗料			
	諸材			
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備		
		船舶販売・整備		
		航空機販売・整備		
		バイク・自転車		
	印刷類	平版活版		
		軽印刷		
		フォーム印刷		
		特殊印刷		
		青写真		
		航空写真・マイクロ写真		
	薬品類	医薬品		
		農業薬品		
		化学工業薬品		
	燃料類	石油製品		
		高圧ガス		
家具・木工類	家具・木工			
	室内装飾・畳			
寝具・被服類	寝具			
	被服・装備品			
	消防・警察用品			
	靴・鞆			
百貨・日用品類	百貨			
	記念品・美術品			
	写真・カメラ			
	時計・貴金属			
	ガラス・陶器			
	楽器			
	スポーツ用品			
	金物・荒物・雑貨			
	食品			
	看板・旗類	看板		
旗・染物				
その他	シート・テント			
	肥飼料・種苗			
	書籍			
	古物買受			
	その他			
サービス（役務の提供）に関する業種	賃貸業務	電算機器		
		事務機器		
		その他		
	広告・宣伝	広告代理		
		催事企画展示		
		デザイン制作		
		その他		

宮崎県告示第 138号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前原 弘幸 (前原整骨院)	西諸県郡高原町広原49 66- 3	平成27年 2 月16日

宮崎県告示第 139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
サン薬局 原町店	宮崎市	薬局	平成27年 3 月 1 日
むさし薬局	高原町	薬局	平成27年 3 月 1 日

宮崎県告示第 140号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4262番 3 から同市同 町4274番 8	旧	20.9 ～ 151.3	324.0
				新	22.7 ～	240.0

地先まで 151.3

宮崎県告示第 141号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸塚村大字家代字ヲソノ崎4337番3地先から同郡同村同大字字小原2639番13地先まで	旧	10.1～58.2	219.2
					11.7～58.2	239.8
				新	10.1～61.6	219.2

宮崎県告示第 142号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字尾野4336番16地先から同郡同村同大字同字4335番16まで	旧	10.3～53.6	152.7
				新	10.3～14.7	152.7

宮崎県告示第 143号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字切林松1452番1地先から同郡同町同大字字大久保1390番4まで	旧	5.0～16.0	220.0
				新	7.4～32.0	220.0

宮崎県告示第 144号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市鹿狩瀬町1224番1地先から同市同町1203番5地先まで	旧	7.1～14.6	160.0
				新	7.1～14.8	160.0
					9.0～16.4	161.5

宮崎県告示第 145号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字中藪亥 513番2地先から同市同町二股同字亥 514番43まで	旧	4.0～12.7	129.0
				新	8.4～28.6	129.0

宮崎県告示第 146号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字ヲソノ 崎4337番 3 地先から同 郡同村同大 字字小原26 39番13地先 まで	平成27年 3 月 2 日

宮崎県告示第 147号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市鹿狩 瀬町1224番 1 地先から 同市同町12 03番 5 地先 まで	平成27年 3 月 2 日

宮崎県告示第 148号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日

235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5204番 3 地先から同 市同町5207 番 7 地先ま で	平成27年 3 月 2 日
-----	----	-----------	---	---------------

宮崎県告示第 149号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 2 日から平成27年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細 見線	延岡市北方 町二股字中 藪亥 513番 2 地先から 同市同町二 股同字亥 5 14番43まで	平成27年 3 月 2 日

宮崎県告示第 150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
五ヶ瀬町	上松葉川(2)	11- 443- 1 - 013	土 石 流
	上松葉川(1)	11- 443- 1 - 014	土 石 流
	内 の 口 川	11- 443- 1 - 015	土 石 流
	宮 野 原 川	11- 443- 2 - 027	土 石 流
	上松葉川(3)	11- 443- 2 - 029	土 石 流
	内 の 口 (2)	I - 1 - 2006	急傾斜地の崩壊
	内 の 口 (2) - 新①	I - 1 - 2006 - 新①	急傾斜地の崩壊

内の口(2)－新②	I－1－2006－新②	急傾斜地の崩壊	宮野原川	11－443－2－027	土 石 流
中 村 (3)	I－1－2011	急傾斜地の崩壊	上松葉川(3)	11－443－2－029	土 石 流
中村－新①	I－1－2011－新①	急傾斜地の崩壊	内 の 口 (2)	I－1－2006	急傾斜地の崩壊
内 の 口 (3)	I－1－2271	急傾斜地の崩壊	内の口(2)－新①	I－1－2006－新①	急傾斜地の崩壊
内の口(3)－新①	I－1－2271－新①	急傾斜地の崩壊	内の口(2)－新②	I－1－2006－新②	急傾斜地の崩壊
内の口(3)－新②	I－1－2271－新②	急傾斜地の崩壊	中 村 (3)	I－1－2011	急傾斜地の崩壊
中 村 (1)	I－1－2274	急傾斜地の崩壊	中村－新①	I－1－2011－新①	急傾斜地の崩壊
内 の 口 (4)	II－1－8404	急傾斜地の崩壊	内 の 口 (3)	I－1－2271	急傾斜地の崩壊
内 の 口 (5)	II－1－8418	急傾斜地の崩壊	内の口(3)－新①	I－1－2271－新①	急傾斜地の崩壊
内の口(5)－新①	II－1－8418－新①	急傾斜地の崩壊	内の口(3)－新②	I－1－2271－新②	急傾斜地の崩壊
内の口(5)－新②	II－1－8418－新②	急傾斜地の崩壊	中 村 (1)	I－1－2274	急傾斜地の崩壊
内 の 口 (6)	II－1－8419	急傾斜地の崩壊	内 の 口 (4)	II－1－8404	急傾斜地の崩壊
内 の 口 (7)	II－1－8420	急傾斜地の崩壊	内 の 口 (5)	II－1－8418	急傾斜地の崩壊
内の口(7)－新①	II－1－8420－新①	急傾斜地の崩壊	内の口(5)－新①	II－1－8418－新①	急傾斜地の崩壊
			内の口(5)－新②	II－1－8418－新②	急傾斜地の崩壊
			内 の 口 (6)	II－1－8419	急傾斜地の崩壊
			内 の 口 (7)	II－1－8420	急傾斜地の崩壊
			内の口(7)－新①	II－1－8420－新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五ヶ瀬町	上松葉川(2)	11－443－1－013	土 石 流
	上松葉川(1)	11－443－1－014	土 石 流
	内 の 口 川	11－443－1－015	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 争議行為の目的
2015年度賃金および諸要求について
- 2 争議行為の日時
平成27年3月6日 午前8時30分から争議解決に至るまで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市大字芳土80番地
医療法人清芳会 井上病院内
- 4 争議行為の概要
ストライキを含むいっさいの争議行為

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成27年度技能検定試験（前期）を次のとおり実施する。
平成27年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、ラップ盤作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）

2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。）

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成27年6月3日（水曜日）から平成27年9月8日（火曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 17,900円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成27年5月27日（水曜日）以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成27年7月19日（日曜日） 3級の職種が対象
造園（造園工事作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）	平成27年8月23日（日曜日） 3級以外の職種
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、ラップ盤作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	平成27年8月30日（日曜日） 3級以外の職種
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）	平成27年9月6日（日曜日）

<p>、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立て仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業、壁装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業）</p>	<p>3級以外の職種</p>	<p>1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。</p>
<p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p>	<p>7 その他 技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。</p> <p>宮崎県商工観光労働部労働政策課 所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階） 電 話 0985 (26) 7107</p> <p>宮崎県職業能力開発協会 所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 電 話 0985 (58) 1570</p>	
<p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。） イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 平成27年4月6日（月曜日）から平成27年4月17日（金曜日）まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項 ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会で作成する。 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。 なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。</p>	<p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成27年度技能検定試験（基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。</p> <p>平成27年3月2日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>	
<p>5 手数料の納付方法</p> <p>(1) 実技試験の手数料の額（17,900円、但し高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受験する場合は11,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。</p> <p>(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。</p> <p>(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。</p> <p>(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、3級については平成27年8月28日（金曜日）その他については、平成27年10月2日（金曜日）県庁本館前掲示板に公示する。</p> <p>(3) 技能検定合格証書等の交付</p>	<p>1 実施職種 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装</p> <p>2 実施等級等 技能検定は、前記1に掲げる検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等</p> <p>(1) 実技試験 ア 実施期日 実技試験は、平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。 イ 実施場所 実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 17,900円</p> <p>エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験</p>	

<p>ア 実施期日 学科試験は、平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会にて交付する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を明記し、140円切手をはったもの）を同封すること。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>5 手数料の納付方法 実技試験の手数料の額（17,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の可否通知 実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格証書の交付 基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。</p> <p>7 その他 基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。 なお、基礎1級及び基礎2級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。</p> <p>宮崎県商工観光労働部労働政策課 所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階） 電話 0985（26）7107</p> <p>宮崎県職業能力開発協会 所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 電話 0985（58）1570</p> <hr/> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成27年度技能検定試験（随時実施3級）を次のとおり実施する。</p> <p>平成27年3月2日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<p>1 実施職種 さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（鍛造物鍛造作業、非鉄金属鍛造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）</p> <p>2 実施等級等 前記1に掲げる職種の実施等級は3級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>3 受検資格 随時実施3級の技能検定を受検できる者は、前記1に掲げる職種の基礎1級又は基礎2級技能検定に合格した者とする。 なお、基礎1級又は基礎2級技能検定に合格した者は、前期及び後期における3級技能検定は受検できないこととする。</p> <p>4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等</p> <p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期日 実技試験は、平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協</p>
--	--

会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を明記し、140円切手をはったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（17,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い

合わせる。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電話 0985（26）7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985（58）1570

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高城東水陸土地改良区（都城市）から平成27年2月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、北岡松地区県営土地改良事業（えびの市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成27年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成27年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成27年7月5日 （日曜日） 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成27年9月13日 （日曜日） 午前11時00分から 午後4時00分まで
木造建築士試験	平成27年7月26日 （日曜日） 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成27年10月11日 （日曜日） 午前11時00分から 午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 J A アズムホール別館	宮崎市錦町1丁目10番地 宮崎グリーンシアター 老番館（宮崎駅前ビル西口） K I T E N（きてん） 8階
木造建築士	宮崎市霧島1丁目1番	宮崎市霧島1丁目1番

試験	地 1 J A アズムホール	地 1 J A アズムホール別館
----	-------------------	---------------------

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受 付 場 所	受付期間及び受付時間
宮崎市別府町 2 番12号 宮崎建友会館 2 階小会議室	平成27年 4 月 9 日 (木曜日) から 平成27年 4 月13日 (月曜日) まで の午前10時から午後 5 時まで

4 インターネットによる受験申込

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育 普及センターのホームペー ジ (http://www.jaeic.or.jp /)	平成27年 3 月23日 (月曜日) 午前 10時から平成27年 3 月30日 (月曜 日) 午後 4 時まで

5 郵送による受験申込

郵 送 先	受付期間
〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 6 号 紀尾井パークビル 公益財団法人建築技術教育 普及センター 本部	平成27年 3 月16日 (月曜日) から 平成27年 3 月30日 (月曜日) まで

6 受験手数料

16,900円

7 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課（電話 0985-26-7195）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は一般社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）まで問い合わせること。